

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年4月11日

【会社名】 株式会社ケイブ

【英訳名】 CAVE Interactive CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・CEO 高野 健一

【本店の所在の場所】 東京都目黒区上目黒2丁目1番1号

【電話番号】 03-6820-8176

【事務連絡者氏名】 常務取締役・CFO 菊地 徹

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区上目黒2丁目1番1号

【電話番号】 03-6820-8176

【事務連絡者氏名】 常務取締役・CFO 菊地 徹

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (株式)
その他の者に対する割当 1,027,600,000円
(第23回新株予約権証券)
その他の者に対する割当 500,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
377,500,000円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年3月14日に提出いたしました有価証券届出書につきまして、2019年4月11日付けで第25期第3四半期報告書を提出したことに伴い、当該有価証券届出書「第三部 追完情報」、「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じたため、これを訂正し、第25期第3四半期報告書及び独立監査法人の四半期レビュー報告書を追加して有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

4 最近の業績の概要について

第四部 組込情報

監査報告書

第25期第3四半期に関する独立監査人の四半期レビュー報告書を追加

添付文書

第25期第3四半期報告書を追加

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第三部 【追完情報】

<訂正前>

4 最近の業績の概要について

第25期第3四半期累計期間(自 2018年6月1日 至 2019年2月28日)における売上高の見込は以下のとおりです。なお、下記の数値については決算確定前の暫定的なものであり変動する可能性があります。

期間	第25期第3四半期累計期間 (自 2018年6月1日 至 2019年2月28日)
売上高	約1,474百万円

売上高以外の指標につきましては、現時点では精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせる恐れがあるため記載しておりません。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりません。

<訂正後>

削除

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

<訂正前>

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 2017年6月1日 至 2018年5月31日	2018年8月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第2四半期)	自 2018年9月1日 至 2018年11月30日	2019年1月10日 関東財務局長に提出

<訂正後>

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 2017年6月1日 至 2018年5月31日	2018年8月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第3四半期)	自 2018年12月1日 至 2019年2月28日	2019年4月11日 関東財務局長に提出

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年4月11日

株式会社 ケイブ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阪 中 修 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 一 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの2018年6月1日から2019年5月31日までの第25期事業年度の第3四半期会計期間(2018年12月1日から2019年2月28日まで)及び第3四半期累計期間(2018年6月1日から2019年2月28日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケイブの2019年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。